

愛知県市民後見人等養成研修 研修修了者向け

豊川市 における「活躍の場」のご紹介

研修修了者の「活躍の場」について

豊川市では、市民後見人等として活動していただくため、市が実施する「豊川市市民後見人養成講座」を修了された方を対象に、市民後見人等として登録を行います。

登録後は、本人の意思を尊重しながら、地域における権利擁護の担い手として、以下のような活動の場があります。

- ・ 豊川市成年後見支援センターにおける支援員としての活動
- ・ 法人後見団体の支援員としての活動
- ・ 成年後見制度の普及啓発に関する講座等でのボランティア活動など

留意事項

豊川市では、令和7年11月より、「愛知県市民後見人等養成研修」の一部と、市独自の実務研修を組み合わせた「豊川市市民後見人養成講座」を実施しています。

市民後見人として活動を希望される方は、愛知県が実施する市民後見人等養成研修へお申し込みいただき、豊川市が指定する科目を受講していただく必要があります。
(愛知県市民後見人等養成研修の全科目を受講いただくことも可能です。)

「愛知県市民後見人等養成研修」のみを修了された場合は、豊川市の市民後見人候補者として登録されません。登録には、「豊川市市民後見人養成講座」の修了が必要となりますのでご注意ください。

豊川市市民後見人養成講座は、基礎研修と実務研修を各1年間実施する2年間のカリキュラムとなっています。詳しくは、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問合せ先

豊川市介護高齢課高齢者支援係

TEL：0533-89-2105 FAX：0533-89-2137

メールアドレス：kaigokorei@city.toyokawa.lg.jp